（別紙）

薬剤師不在時の対応についてのチェックリスト

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　薬局名：

**＜薬剤師不在時の対応＞**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | □　 | 薬剤師が不在となる時間は、調剤室の閉鎖を行うことができる。（原則施錠、困難な場合はシャッター、パーテーション等で進入防止）（構造設備規則第１条第１項第１０号二、施行規則第１４条の３第３項） |
| ２ | □ | 薬剤師が不在となる時間は、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品、第一類医薬品を通常陳列し、交付する場所を閉鎖できるようにしている。（原則施錠、困難な場合はシャッター、パーテーション等で進入防止）（構造設備規則第１条第１項第６号、第１０号ハ、第１１号ハ、施行規則第１４条の３第１項）※登録販売者も不在となることが想定される場合は、第２、３類医薬品を通常陳列し、交付する場所も閉鎖できるようにしていること。 |
| ３ | □　 | 薬剤師が不在となる時間に係る事項（薬剤師が不在にしている理由や調剤に応じることができないこと、薬剤師が薬局に戻る予定時刻を含む。）を、薬局内及び薬局の外側のそれぞれ見やすい場所に掲示をできるようにしている。（施行規則第１５条の１６） |
| ４ | □　 | 薬剤師が不在となる時間は、一日当たり４時間又は、一日の開店時間の２分の１のいずれかの短い時間を超えない。（体制省令第１条第１項第７号）　 |
| ５ | □　 | 薬剤師が不在となる時間内は、管理薬剤師が、当該薬局において勤務している従事者と連絡をとることができる体制を整えている。（体制省令第１条第１項第８号） |
| ６ | □　 | 薬剤師が不在となる時間内に調剤を行う必要が生じた場合に、近隣の薬局を紹介すること、または調剤に従事する薬剤師が速やかに当該薬局に戻ることができることその他必要な措置を講じる体制を構築している。（体制省令第１条第１項第９号）[紹介する場合の近隣の薬局名：　　　　　　　　　　　　　　　]（施行通知） |
| ７ | □　 | 薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書を作成の上、その手順書に基づく業務が実施できるようにしている。（体制省令第１条第２項第６号） |

（注１）１～２について、新たに閉鎖設備を設けた場合は、構造設備の変更届も必要です。

（注２）７について、作成した手順書を申請窓口で提示してください。

「施行規則」：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則

　「構造設備規則」：薬局等構造設備規則

「体制省令」：薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令

「施行通知」：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行等について(平成29年９月26日 薬生発0926第10号)